

障害者雇用促進法の概要

障害者の雇用促進と雇用に伴う事業主の義務、
経済的負担の調整について



雇用義務制度

目的

障害者の雇用義務
などに基づく
雇用促進

障害者の雇用に伴う事業主の
経済的負担を調整

職業リハビリテーションの
措置を通じて障害者の
職業安定を図る

事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の
身体障害者・知的障害者の雇用を義務づける

障害者雇用率

民間企業の場合 **1.8%**

例えば 雇用人数56人の場合、
障害者を1人雇用する義務があります。

大阪府 平成19年度現在の障害者雇用状況

雇用達成企業 **42.2%**

障害者雇用の促進が求められています

※大企業などにおいて、障害者を多数雇用する等一定の要件を満たす会社(特例子会社)を設立した場合、企業グループでの雇用率適用も認めている。
精神障害者(手帳所持者)については、雇用義務の対象ではないが、**各企業の雇用率に算定することができます。**

納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整

障害者雇用納付金
(雇用率未達事業主)

不足 1人につき月額
50,000円徴収
(常用労働者301人以上)

障害者雇用調整金
(雇用率達成事業主)

超過 1人につき月額
27,000円支給
(常用労働者301人以上)
※この他300人以下の事業主に対しては報奨金の制度あり。

障害者を雇い入れるための
施設の設置、介助者の配置
などに助成金を支給

各種助成金

- 障害者作業施設設置等助成金
- 障害者介助等助成金
- 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 等

上記のほか、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対する**特例調整金・特例報奨金**の制度がある。(在宅就業障害者支援制度)

よくある質問

Q 「障害者」の障害の範囲やそれに該当するための程度、またその確認方法を教えてください。

A 「障害者の雇用の促進等に関する法律」でいう「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」をいいます。
身体障害者とは、「身体障害者障害程度等級表」の1級から6級の障害を有する者及び7級の障害を2つ以上重複して有する者をいい、障害の確認は、原則として「身体障害者福祉法」に基づく「身体障害者手帳」の交付を受けているかどうかによって行います。
知的障害者とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センター(以下、「知的障害者判定機関」という。)によって知的障害があると判定された者をいい、障害の確認は、原則として、都道府県知事が発行する「療育手帳」(「愛の手帳」という場合もあります。)又は知的障害者判定機関の判定書によって行います。
精神障害者とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者又は統合失調症、そううつ病又はてんかんにかかっている者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にある者をいい、障害の確認は、原則として「精神障害者福祉手帳」の交付を受けているかどうかによって行います。

Q 納付金の税法上の取扱いを教えてください

A 障害者雇用納付金は、事業主間の身体障害者等の雇用に伴う経済的負担の調整を図ることを目的とした納付金であることから、他の賦課金と同様に、法人税法上は損金の額に、また、所得税法上は必要経費に算入することとされています。
なお、損金及び必要経費に算入すべき時期は、納付金申告書を提出した日の属する事業年度とされています。

Q 障害者を採用するにあたり助成金を申請しようと思いますが、どのように手続きすればよいか教えてください。

A 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の申請手続きにつきましては、社団法人 大阪府雇用開発協会が窓口となっていますので、各種助成金の内容及び申請手続き等の詳細は、協会へ直接ご相談くださいますようお願いいたします。
なお、助成金の種類、資格要件、手続き等を詳しく紹介したパンフレット「各種助成金のご案内」を発行しております。ハローワーク、協会無料で配布しておりますのでご利用ください。

Q 税務上、助成金が国庫補助金に該当する場合は、助成金相当金額の税金が繰り延べられるという特典がありますが、この助成金は国庫補助金に該当するのでしょうか?

A 支給された助成金については、法人税法上においては、益金として算入されるため課税対象となります。
なお、この他の税法関係の取扱いについては、申告する税務署等税務担当局にお問い合わせいただけますようお願いいたします。

Q 障害者を採用するに当たり、就労支援機器の貸出しを行っている機関があれば教えてください。

A 障害者の就労支援機器の貸出しは、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構で行っています。ただし、この事業は、障害者を雇用する事業主等を対象に、「貸出しを受けた機器等が雇用する障害者に有効な場合は、そのような機器等を購入するなどにより整備する意思を持っていること」を条件に、原則6ヶ月間無料で行うものです。